

書面揭示事項

当薬局は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて調剤を行う「保険薬局」です。

「保険薬局」とは、薬剤師が健康保険を使って調剤を行うほか、一般薬の販売も行っている薬局です（一般薬には健康保険は適用されません）

調剤基本料に関する事項

当薬局は調剤基本料 1 の施設基準に適合する薬局です。

後発医薬品の調剤に関する事項

当薬局では、医療費を抑え、お薬代の負担を軽減するためにジェネリック医薬品を積極的に調剤しています。また、後発医薬品体制加算 2 を算定しております。

調剤管理料・服薬管理指導料に関する事項

調剤管理料

患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。

服薬管理指導料

当薬局では、患者さんごとに作成した薬剤服用歴などをもとに、以下のサービスを提供しています。

- ・重複投薬、相互作用、薬物アレルギーの確認

処方された薬について、重複投薬や薬の相互作用、薬物アレルギーを確認した上で、薬剤情報提供書を通じて情報を提供し、基本的な説明を行っています。

- ・服薬状況の確認と説明

薬剤服用歴を参照しながら、患者さまの服薬状況や体調変化、残薬の状況を把握し、処方された薬の適正使用のために必要な説明を行っています。

- ・継続的なフォローアップ

薬剤交付後も、患者さまの服薬状況や体調の変化を継続的に確認し、必要に応じて指導を行っています。

地域支援体制加算に関する事項

当薬局は以下の基準を満たしています

（体制基準）

- ・ 1,200 品目以上の医薬品の備蓄
- ・ 他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- ・ 医療材料・衛生材料の供給体制
- ・ 麻薬小売業者の免許
- ・ 集中率 85%以上の場合、後発医薬品の調剤割合が 50%以上
- ・ 当薬局で取り扱う医薬品に係る情報提供に関する体制
- ・ 診療所・病院・訪問看護ステーションと連携体制
- ・ 保健医療・福祉サービス担当者との連携体制
- ・ 在宅患者に対する薬学的管理・指導の実績（薬局あたり年 24 回以上）
- ・ 在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書の様式の整備・揭示等
- ・ 医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集

- ・ プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み
- ・ 副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備
- ・ かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出
- ・ 管理薬剤師の実務経験（薬局勤務経験 5 年以上、同一の保険薬局に週 32 時間以上勤務かつ 1 年以上在籍
- ・ 薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備（研修計画・受講等）
- ・ 患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制
- ・ 要指導医薬品・一般用医薬品の販売（48 薬効群）・緊急避妊薬の備蓄
- ・ 健康相談・健康教室の取り組み
- ・ 地域内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止

連携強化加算に関する事項

当薬局は以下の基準を満たしています

- ・ 第二種指定医療機関の指定
- ・ 感染症や災害発生時の体制整備および周知
- ・ 感染症や災害発生時の手順書作成および職員との共有
- ・ 被災状況に応じた研修および地域協議会、研修、訓練等への酸化計画・実施
- ・ 被災状況に応じた医薬品、衛生材料、検査キット等の備蓄および提供体制の整備
- ・ 自治体からの要請に応じた人員派遣の協力体制の整備
- ・ オンライン服薬指導およびセキュリティ対策の整備
- ・ 要指導医薬品・一般医薬品・検査キットの取り扱い

医療 DX 推進体制整備加算に関する事項

当薬局では、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認に対応しています。

オンライン資格確認システムを通じて、患者様の診療情報や薬剤情報を取得し、調剤や服薬指導などに活用しています。また、電子処方箋の情報提供サービスを活用し、医療 D X（デジタルトランスフォーメーション）に関わる取り組みを実施しています。

マイナンバーカードの健康保険証を促進することで、質の高い医療の提供に努めています。

かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に関する事項

当薬局には以下の基準を満たすかかりつけ薬剤師が在籍しています。

- ・ 保険薬剤師の経験 3 年以上
- ・ 週 32 時間以上の勤務
- ・ 当薬局へ 1 年以上の在籍
- ・ 研修認定薬剤師の取得
- ・ 医療に係る地域活動の取組への参画

患者さまの「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。

在宅患者訪問薬剤管理指導に関する事項

当薬局は、患者さまのご自宅等を訪問し、薬剤の管理・服薬指導等を行う「在宅患者訪問薬剤管理指導料」の届出を行っております。

個別調剤報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当薬局では、医療の透明性を高め、患者さまへ情報提供を積極的に行うために、領収書発行時に「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない場合は、事前にお申し出ください。

保険外サービス等の費用に関する事項

- ・必要に応じて薬剤の容器代をいただくことがあります。
- ・在宅医療に係る交通費をいただくことがあります。
- ・患者様のご希望によるお薬の郵送の場合、原則患者様のご負担となります。

夜間・休日等加算の対象となる日および受付時間帯

- ・平日は8時までと19時以降
- ・土曜日は8時までと13時以降
- ・日祝日、年末年始（12/29～1/3）は終日

個人情報保護に関する基本方針

1 基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」）および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（厚生労働省策定。以下、「ガイドライン」）を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

2 具体的な取り組み

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- （1）個人情報保護法およびガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。
- （2）個人情報の取扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- （3）個人情報の適切な保管のために安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- （4）個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- （5）個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。
- （6）収集した個人情報は次の場合を除き第三者に提供又は開示することはありません。

ア あらかじめ本人の同意を得ている場合

イ 法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合

ウ 人の生命、身体又は財産の保護のため必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である時。

エ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の促進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である時。

オ 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事項を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務遂行に支障を及ぼすお

それがあるとき。

- (7) 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- (8) 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

3 相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- (1) 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- (2) 個人情報の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- (3) 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- (4) その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

4 不正(不法)行為があった場合の対応

万一、不正行為（偽造処方せん及び不当な多重受診等による薬剤取得）があった場合、再発防止のため当事者の氏名、生年月日、性別、住所、保険記号・番号、処方内容等の基本情報を、他の保険薬局、医療機関に公表すると共に、兵庫県健康福祉部薬事課、近畿厚生局、所轄警察署等に通報します。